

江東区インターンシップ事業補助金交付要綱

平成16年5月27日

16江区経第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区インターンシップ事業実施要綱（平成16年5月27日付16江区経第66号。以下「実施要綱」という。）に基づき実習生の受入れを行った事業所を有する中小企業に対し、当該受入れに要した費用を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、実施要綱第3条の規定による登録を受け、実習生の受入れを行った事業所を有する中小企業とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、実施要綱の規定に基づき、実習生の受入れを行う事業とする。ただし、第6条の交付申請の日の属する年度以前の年度において実施されたものは対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業所を有する中小企業（以下「申請事業者」という。）は、当該事業の終了後、速やかに、江東区インターンシップ事業補助金交付申請書（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものは江東区インターンシップ事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めるものは江東区インターンシップ事業補助金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により申請事業者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請事業者（以下「補助事業者」という。）は、江東区インターンシップ事業補助金交付請求書（別記第4号様式）により区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに当該補助金を支払う。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助対象事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 要綱、法令又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 実施要綱第5条の規定により登録を取り消されたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかに、江東区インターンシップ事業補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	基準額	限度額	一の年度における 限度額
高等学校等の学生の受入に係るもの	学生1人の受入れにつき、7,000円に当該学生の受入れ日数を乗じて得た額	学生1人当たりの額は30,000円、合計額は90,000円を限度とする。	一の中小企業につき30万円を限度とする。
大学等の学生の受入に係るもの	学生1人の受入れにつき、5,000円に当該学生の受入れ日数を乗じて得た額		

備考

- この表において高等学校等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に定める専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程に限る。）をいう。
- この表において大学等とは、学校教育法第1条に定める大学又は同法第124条に定める専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。）をいう。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

江東区長 殿

社名又は屋号 _____
本店所在地 _____
代表者名 _____

江東区インターンシップ事業補助金交付申請書

江東区インターンシップ事業実施要綱に基づき、実習生の受入れを実施したため、江東区インターンシップ事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 受入れの内容

受入れ 事業所	名称			
	所在地			
学校等	名 称		受入れ 人 数	人
	所在地			
受 入 れ 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日（実働 日）		
内 容				

2 補助金交付申請額

--	--	--	--

3 連絡先

所 属		担 当 者 氏 名	
電 話		F A X	
E-mail			

別記第2号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

江東区インターンシップ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江東区インターンシップ事業補助金については、下記により交付することを決定したので通知します。

記

1 事業名 江東区インターンシップ事業

2 補助金交付額

金 額								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

3 交付の条件

年 月 日までに、江東区インターンシップ事業補助金交付要綱第8条の規定に基づく補助金の交付請求を行うこと。

別記第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区インターンシップ事業補助金交付申請却下通知書

年 月 日 第 号で交付申請のありました江東区インターンシップ事業補助金につきましては、下記のとおり申請を却下しましたので通知します。

記

却下理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

江東区長 殿

社名又は屋号 _____
本店所在地 _____
電話 _____
代表者名 _____ 印

江東区インターンシップ事業補助金交付請求書

年 月 日 第 号により、補助金交付決定通知のあった江東区インターンシップ事業補助金を交付されたく請求いたします。

請 求 額

金 額								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

別記第5号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区インターンシップ事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により、交付決定した補助金については、下記の理由により交付決定の(全部・一部)を取り消すことを決定したので通知します。

記

1 取消し内容

.....
.....

2 取消し理由

.....
.....
.....
.....